

1 専決処分した事件の承認を求めることについて(令和3年度補正予算について)

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

2 宝塚市子ども条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 子ども未来部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 第15条の支援拠点の整備の規定の中で、子ども及び妊産婦の福祉について細かく列記されているが、後述に「その他必要な支援」とあるため、そこまで細かく記述する必要はなく、代表的なものだけで十分であると思われる。
⇒ 法制担当と再度協議する。
- ・ 第18条の情報の活用については、「当該支援の実施に必要な限度において」とあるため、幅広い活用が可能な印象を受けた。個人情報保護条例には細かく規定されているため、整合性を再度確認した方が良い。
⇒ 整合性を確認する。利用については別に規則で定める予定である。
- ・ 別に規則で定める場合は、第19条に記載の「別に市長が定める」を「別に規則で定める」に改めた方が良い。
⇒ 法制担当と再度協議する。
- ・ 子ども家庭総合支援拠点の整備にあたって、ハード面で国からの補助金はあるのか。
⇒ ハード面で国庫補助金については、子ども・子育て支援交付金が数百万円ある。その他、システム導入費・人件費等で一部国庫補助金があたる。

3 宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 子ども未来部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 実際に小学校単位に集約されるのが本年7月頃という中で、本条例が公布の日から施行となっているが、施行すればその日から集約するという意思表示になるため、留意する必要がある。
⇒ 法制担当と再度協議する。

- ・ 新旧対照表について、改正しない部分も記載するのか。
⇒ 法制担当と協議したが、再度確認する。

4 宝塚市第2次特定事業主行動計画（後期計画）の策定について（報告）

【報告】 総務部

【質疑等】 なし

5 阪神7市1町によるパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定書の締結について（報告）

【報告】 総務部

【質疑等】 なし

6 第2次宝塚市教育振興基本計画（案）に係るパブリック・コメントの実施について

【提案】 管理部

【結果】 承認

【質疑等】

- ・ 前計画からの変更点やポイント等があれば教えていただきたい。
⇒ 本編の「はじめに」で現状認識や課題等について触れている。特にいじめや教員の体罰等については市民の信頼を大きく損ねている現状を重く受け止めている。学校教育においては、重点施策5の教職員の人権意識の高揚や重点施策6のICT環境を活用した教育について重点的に取り組まなければならないと感じている。社会教育においては、特に重点施策7の読書活動の推進や文化財の保全、継承、デジタルアーカイブ化等について取り組んでいく。
- ・ この10年間で起こったことに対する決意表明が大切である。その決意表明をもう少しはっきりと分かる形で表現できないか。例えば、「はじめに」の部分に追記できないか。
⇒ 本編の「はじめに」で重大・重要案件に対する教育委員会の決意や見解を記しているが、それを概要版にも記載するかどうか見せ方について検討したい。
- ・ 重点施策5の子どもたち・教職員の人権意識の高揚について、大人と違い子どもの権利は子どもが成長する過程において、学ぶ、意思を表明する、守られるなど特有なものがあるため、子ども自身がまずその権利を知る必要がある。教職員などの大人も子どもの権利について学ぶ必要があるため、本編でも子どもの権利について言及いただければと思う。子どもの権利について何かあればいつでも子どもの権利サポート委員会にご相談いただきたい。
⇒ 本編への記載については検討したい。

- ・ 計画の体系として総合計画との関係が見えてこないが、そのあたりはどう考えているのか。

⇒ 教育基本法に基づく計画であるため、総合計画との直接的な関係性は記載していないが、総合計画に記載している教育の内容とは整合を図っている。
- ・ 総合計画はまちづくり計画の最上位計画であるため、他市でも総合計画に記載している教育分野については教育振興基本計画に位置付けているところがある。全く関係がないという訳ではなく、本市もそのように考え方を整理してほしい。

⇒ 整理する。
- ・ 概要版の重点施策5について、本編と見比べるとタイトルと記載内容が合致していないように思う。

⇒ 子どもの人権については、重点施策1や重点施策2等も網羅されており、広義的な意味では重点施策5に含まれていると認識しているが、記載内容をもう少し工夫したい。
- ・ 環境教育についても環境団体を交えて取組を進めていきたいと考えているため、今後関係部での協議をお願いしたい。

⇒ 宜しく願います。環境教育の重要性についても認識しているため、記載について検討したい。
- ・ 図書館について記載されている内容が資料の提供や情報の収集など、従来とあまり変わっていない。今後は資料の提供等に留まらない活動的な図書館を目指すことを強調した方が良いでしょう。

⇒ そのような内容で記載するよう再度検討したい。
- ・ 概要版13ページ以降の施策の体系では、教育の方向性、基本方針、基本方針の説明の順で記載されているが、本編では基本方針の説明が省略されている。その理由は何か。

⇒ 特に理由はない。前計画では全て記載していたが、施策の内容と重複する記載が多々あり、全て記載すると冗長な印象となるため、今回はページ数の関係から編集の段階で省略した。主な取組や成果指標を記載するなどして、内容について過不足が生じないよう意識した。
- ・ 本編にない説明が概要版に記載されていることとなり、本編と概要版の整合性が取れていないような印象を受ける。

⇒ 記載について検討する。
- ・ 概要版の基本方針3や基本方針7などで新たな施策が追加されているにも関わらず、当該基本方針の説明が現行計画と同じものとなっている。追加された施策についても説明を加えた方が良いでしょう。

⇒ 記載について検討する。
- ・ 重点施策5では道徳を中心に記載されているが、道徳は倫理観であって人権そのものではない。道徳教育を重点施策に位置付けた理由は何か。

⇒ あらゆる教科で人権について触れていかなければならないが、その中でも中心的な

役割を担っているのが道徳である。倫理観だけを道徳として扱うのではなく、思いやりや命の大切さ等も道徳の中に包含されているため、道徳教育を重点施策として位置付けた。

- 学校教育において道徳が人権として位置付けられるのであれば、主な取組や成果指標をもう少し工夫された方が良い。道徳だけでは人権を語りつくせない部分があると認識しており、人権審議会でも道徳は人権ではないと指摘されていることから、道徳だけを強調するような表現は好ましくなく、時代錯誤のように感じる。そのあたりはどのように考えているのか。

⇒ ご指摘のとおり、成果指標の内容からも、道徳教育だけを行えば良いと読み取れてしまうため、成果指標については再度検討したい。

- 「道徳的な」という表現は避けるべきである。道徳的という表現では人権意識が一方の価値観に歪められてしまう恐れがあるため、良くない。「倫理観を養うため、道徳的な様々な価値について理解を深める」は前時代的な表現である。重点施策5については記載内容の修正をお願いする。

⇒ いただいた意見を参考に記載内容について再度検討する。

- 本計画は審議会に諮問せずに策定することのだが、その理由や経緯等を教えてほしい。

⇒ 教育振興基本計画については、現行計画策定の際に教育委員が自分達の責任において本市の教育について議論、検討し、本計画をつくっていきたいという強い思いがあったため、検討会で協議、検討し、学校関係者や学識経験者等からの意見聴取等を行った上で、策定してきた経緯がある。今回も前回と同様に行った。